

令和5年度広川町立上広川小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月1日策定

平成31年4月1日一部改定

令和4年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

1 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。そのため、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。しかし、いじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの児童を救うために、児童を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりえる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、学校だけでなく、保護者や地域の協力を得て、総掛かりでいじめの問題に対峙する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、例えば次のような態様を指し、いじめられた児童の立場に立って被害性に着目し、法が規定する「いじめ」に当たるか否かを見極める必要がある。

- 心理的な影響…冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- 物理的な影響…嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

3 いじめの未然防止の取組

(1) 「絆づくり」と「居場所づくり」

- ① 学校を魅力ある場所と感じるために、日々の授業や行事等において、全ての児童が活躍し、共同的な活動を通して、互いが認め合える場と機会を意図的・計画的に設定し、「絆づくり」に取り組む。
- ② 自己存在感や充実感を醸成することを基盤としながら「絆づくり」における主体的な活動を通して互いを認め合う体験を積み重ね、教師主導の「居場所づくり」を推進する。

(2) いじめが起こりにくい学級づくり

① 規律のある学級づくり

いじめを未然に防止するために、誰もが気持ちよく安心して過ごせるように、学級の約束事を決め、児童が自分たちで守っていけるように工夫し、誰もができる事を徹底する規律ある学級づくりを行う。

② 自己有用感をもたせる学級づくり

児童が主体的に取り組む共同的な活動ができるような「場」や「機会」を教職員が準備し、児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられるようにする。

③ 教職員の毅然とした指導による学級づくり

教職員は毅然とした指導を行う。「その時」に「その場」で全体指導を行った上で、情報を収集し、中心となっている児童の個別指導につなげる。

④ 児童生徒がSOSを出しやすい学級づくり

児童生徒を日常的に観察し、積極的に声を掛ける。また、教職員は日頃の児童生徒の言動で気になっている些細な事柄等をメモしておき、定期の教育相談等で話題にあげる。

⑤ 教職員の共通実践による全学級で統一した学級づくり

「生活アンケート」を実施し、学校の状況を定期的に確認し、自ら学ぶ楽しさ、自分が必要とされている心地よさ、他者に受け入れられている安心感、仲間とともに学び合う喜びが感じられる学級づくりを行う。

4 いじめの早期発見の取組

- (1) いじめ問題に対する学校の取組の充実を図るために、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の徹底を図る。
- (2) 月1回の生活アンケート、年間3回（7月・10月・2月）いじめに特化した無記名アンケートを実施する。また、10月の「いじめ問題対応強化月間」の取り組みを通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。ネットによるトラブルがないか毎月の生活アンケートでチェックする。そのアンケート等の結果は、児童卒業後3年間保存・保管する。
- (3) 児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等を相談することができるよう、2ヶ月に1回（5月・7月・10月・12月・2月）の教育相談週間を実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。
- (4) 児童が悩みを訴えることができるよう、「にこにこポスト」を設置し、積極的な活用を図る。
- (5) 児童や保護者がいじめについての正しい理解や学校の取組等を理解することができるよう、入学式、始業式、PTA総会等を利用して、いじめ防止基本方針の啓発を図る。
- (6) 児童一人一人の日々の生活状況を把握するために、「連絡帳」を毎日担任が点検する。
- (7) いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る研修を実施する。また、「学校環境適応感尺度」の読み取り、対応の仕方についての研修を実施する。

5 いじめの早期対応の取組

- (1) いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ問題対策委員会」に報告し、速やかに事実関係の確認を組織的に行うと共に、指導方針を共通理解する。また、教育委員

会に報告する。

- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えると共に、いじめられた児童、保護者への支援といじめた児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等を行い、いじめられた児童の心のケアに努める。
- (3) いじめの事実が確認された場合には、いじめられた児童が安心して教育を受けられるように配慮する。
- (4) いじめ対応においていじめ事案に関する情報を関係保護者と共有する。
- (5) いじめが犯罪行為として扱われるべきものである場合は、教育委員会及び警察等関係各団体と連携して対処する。
- (6) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、保護者との連携の下、プロバイダに対して速やかに削除を求める等の措置を講じる。また、ネットトラブルの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットや配布や「保護者と学ぶ規範意識事業」を活用した情報モラルに関する啓発に努める。

6 いじめを生まない教育活動の取組

(1) 命の教育の推進

命の大切さを学ぶ「特別の教科道徳」や学級活動の充実を図る。また、校長による命の大切さやいじめに関する講話を実施する。さらに、児童がいじめの問題を自分の問題として捉え、正面から向き合って考えられるような場を機会あるごとに設定し指導する。

(2) 人間関係・集団づくりの推進

冷やかしやからかいに注意するだけでなく、意図的計画的に社会的スキルを身に付けたり、構成的グループエンカウンターで協力することの心地よさを味わわせたりすることを通し、良好な人間関係をつくる集団づくりを図る。友達へのあたたかい言葉遣いの指導を徹底する。

(3) 体験活動の推進

協力する活動によって役割交代の大切さを理解させるための体験活動の充実を図り、体験活動後の教師による賞賛の言葉掛けに努める。

(4) 基本的生活習慣の定着と規範意識の育成

協同目標に向けて思考を働かせて話し合い、みんなの同意によって決めたきまりを守ができるようにし、いけないことをいけないといえる人間関係をつくっていく。また、「いじめは重大な人権侵害に当たり決して許されないこと。」「いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。」等についても示しながら、人権を守ることの重要性や、いじめの法律上の扱いについても学ぶことができるようとする。

(5) 生徒指導の4つの留意点を生かした授業づくりの推進

児童は絶えず成長するが、それぞれの成長の早さは同じではない。できないことがある児童にとって、今、何が課題であり、解決のためにどんな手立てが必要かを考えることが大切である。そのため、自己指導能力を育む3つの留意点、即ち「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定」「安心・安全な風土の醸成」を生かした授業づくりに努める。また、教師の興味や関心の対象、話し方、性格・特性が児童に与える影響は大きいと考えられることから、児童に対する教師の姿勢・態度が教育活動の成否の鍵を握っていると考えて教育活動を進める。

(6) 配慮が必要な児童に関する指導の推進

配慮が必要な児童の特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

- ・障がいのある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障がい特性への理解を深め、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童又は外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる児童は、言語や文化の差から学校での学びに困難を抱える場合が多いことに留意するとともに、それらの差からいじめが行われることが無いよう、職員、児童、保護者への理解を図り、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、職員の正しい理解を図り、必要な対応について共通理解できるようにする。

7 いじめ防止のための組織体制の構築

(1) 校内いじめ対策委員会の設置

校長のリーダーシップのもとに、教頭、教務担当主幹教諭、生徒指導担当、教育相談担当、スクールカウンセラー等から構成する校内いじめ対策委員会を設置する。生徒指導担当教員をコーディネーターとして位置付け、いじめが起きた場合の緊急・短期・長期対応の指導計画をつくるとともに、いじめが起きていない場合の予防・開発的な教育活動の支援計画をつくり、実践、指導・支援等への評価までを1サイクルとして取り組む。

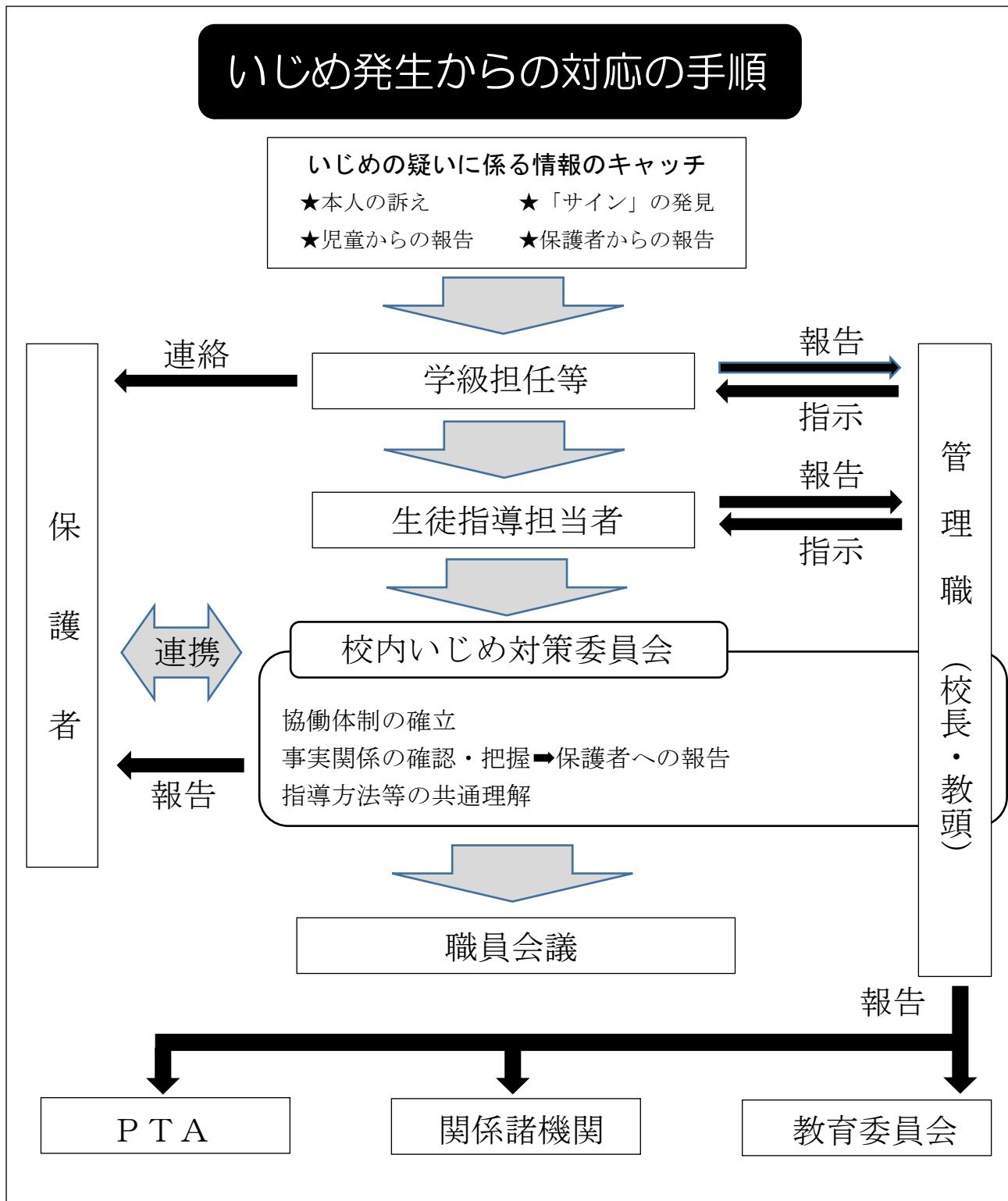
(2) 取組状況の評価と検証

「校内いじめ対策委員会」において、学校のいじめ防止基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を評価すると共に、いじめ問題への効果的な対応ができているかどうかを検証し、その結果を指導の改善に生かすようとする。

8 校内研修の充実

- (1) 年度当初に、児童理解、いじめ問題についての共通理解を図る研修会を開催する。
- (2) いじめの問題に特化した研修を年間研修に位置付ける。
- (3) 全職員がいじめ問題について常時確認したり、学び合うきっかけにしたりできるように、次に示す図「いじめ発生からの手順」を職員室入り口に掲示する。

9 いじめ発生からの対応の手順



10 適切な学校評価・教育評価

いじめの有無やその数を評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生したときの迅速で適切な対応、組織的な取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、有効性を探るとともに、以後の取組に生かす。

取組の実施状況を学校評価項目に位置付け、町教育委員会から指導・助言を受けるようにする。

11 保護者・地域との連携

保護者に対しては、始業式や入学式、学級懇談会等において、保護者及び地域に対し、学校のいじめ防止基本方針を周知し、協力を得るようにする。また、家庭用リーフレットを配布する。さらに家庭用チェックリストを配布し、いじめの早期発見に活用する。

地域に対しては、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載すると共に、地域懇談会等を通して、学校いじめ防止基本方針についての説明をする。

12 関係機関との連携

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を上げることが困難な場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

また、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法に則って行い、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図る。

13 いじめ早期発見・早期対応のため年間計画

| 月 | 内 容 |
|----|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none">・ P T A 総会において保護者への「いじめ防止基本方針」の説明・ 在校生への「いじめ防止基本方針」の説明・ 児童生徒理解のための職員会議①・ 学校生活アンケートの実施①・ 校内いじめ対策委員会の開催① |
| 5 | <ul style="list-style-type: none">・ 学校生活アンケートの実施②・ 教育相談①・ 校内いじめ対策委員会② |
| 6 | <ul style="list-style-type: none">・ 学校生活アンケートの実施③・ アセスアンケート①・ 校内いじめ対策委員会③ |
| 7 | <ul style="list-style-type: none">・ いじめに特化した生活アンケート①・ 教育相談②・ 校内いじめ対策委員会④ |
| 8 | <ul style="list-style-type: none">・ 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」を活用した校内研修会・ 児童生徒理解のための職員会議②・ 校内いじめ対策委員会⑤ |
| 9 | <ul style="list-style-type: none">・ 学校生活アンケートの実施④・ 校内いじめ対策委員会⑥ |
| 10 | <ul style="list-style-type: none">・ いじめに特化した生活アンケート②・ 教育相談③・ いじめのサインを見逃さないための家庭用チェックリストの実施・ 校内いじめ対策委員会⑦ |

| | |
|--------|---|
| 1 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施⑤ ・アセスアンケート② ・校内いじめ対策委員会⑧ |
| 1 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施⑥ ・教育相談④ ・校内いじめ対策委員会⑨ |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施⑦ ・校内いじめ対策委員会⑩ |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに特化した生活アンケート③ ・教育相談⑤ ・校内いじめ対策委員会⑪ |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑧ ・児童生徒理解のための職員会議③ ・校内いじめ対策委員会⑫ |

14 重大事態への対処

◎重大事態とは

いじめにより、在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

いじめにより、在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 上記重大事態が発生した場合は、直ちに事態発生について教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会と協議した上で、調査主体が学校になった場合には、校内いじめ対策委員会を調査委員会として設置する。
- (3) 校内調査委員会を中心に当該事案についての事実関係を調査する。
ただし、調査主体が教育委員会になった場合には、広川町の調査委員会の調査に学校組織体として資料を提供するなど、調査に協力する。また、町長部局による再調査委員会の設置が必要となつた場合には、教育委員会と密接に連携して、再調査に協力する。
- (4) 調査結果については、いじめられた児童、保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に協力する。
- (5) 重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、5年間保存する。